資料5-1

県国民健康保険運営方針に基づく取組みについて

番号	項目	運営方針の内容(抜粋)	取組状況 • 概要 等	備考
1	保険料(税)収納率の 目標等	第3章 2(2) ・全国平均の収納率(現年度分)の上昇ポイントを踏まえ、本県の平均収納率(現年度分)を毎年度0.5 ポイント上昇させることを目標として市町村と調整します。 ・県は各市町村の収納率向上を図るため、収納率目標を設定・公表することとします。	 ○平成29年度 ・収納率実績:93.54% ○平成30年度 ・収納率目標:94.60% ・収納率実績:93.63%(▲0.97%) ○令和元年度 ・収納率目標:94.65% 	資料 5-2
2	医療費水準地域差要 因分析等事業の推進	第5章 1(1) ・県は、KDBシステム及びNDBシステムを活用し、医療費水準の地域差に関する要因分析(見える化)を進めます。 ・その上で、岐阜県国民健康保険団体連合会と連携して、各市町村における効果的・効率的な取組について技術的助言を行います。	 ○平成30年度 市町村等対象ガイダンスを開催(2月) 8分析中1分析(疾病別通院動向)を市町村等に提供(3月) ○令和元年度 市町村等対象5圏域別説明会・意見交換会を開催(7~9月) 全市町村対象のシンポジウムを開催(1月) 分析結果を市町村等に提供(3月予定) 	資料 5-3
3	県糖尿病性腎症重症 化予防プログラムの 推進	第5章 2 (5) ・県は、市町村における取組の実施状況をフォローし、技術的助言を行うとともに、岐阜県医師会や岐阜県糖尿病対策推進協議会等と県内市町村の取組み状況を共有するなど連携し、市町村における円滑な取組みの実施を支援します。 <主な取組例> ・岐阜県糖尿病対策推進協議会における情報共有	 ○平成30年度 ・プログラム伝達講習会を開催(8月) ・プログラム推進セミナーを開催(9月) ・プログラム連携会議(5圏域+岐阜市)を開催(1~3月) ○令和元年度 ・平成30年度の取組みに加え、地域医師会単位でプログラム連携会議を開催(予定) (※いずれも県糖尿病対策推進協議会と連携) 	資料 5-4

番号	項目	運営方針の内容(抜粋)	取組状況 • 概要 等	備考
4	清流の国ぎふ健康ポイント事業	第5章 2(1) ・市町村においては、特定健康診査・特定保健指導の実施率の更なる向上に取り組むことが必要であると考えています。 <主な取組例> ・コールセンターの活用、個別訪問等による被保険者への受診勧奨の強化 ・被保険者のインセンティブ(ポイント付与制度)の実施 ・医師会、かかりつけ医等と連携した受診の啓発	○平成30年度末 ・チャレンジシート配布枚数:166,092枚 ・ミナモ健康カード交付枚数:3,704枚 ・参加市町村数:県内42市町村 ・協力店舗数:630店 ○令和元年度(R2.2.18時点) ・チャレンジシート配布枚数:(年度未集計予定) ・ミナモ健康カード交付枚数:(年度未集計予定) ・参加市町村数:県内42市町村 ・協力店舗数:728店	
⑤	後発医薬品の使用促進	第5章 2(2) ・市町村においては、被保険者の負担軽減にも繋がる後発医薬品の使用を促進することが必要であると考えています。 <主な取組例> ・後発医薬品を使用した場合の自己負担差額通知の実施 ・後発医薬品希望カードの配布	 ○平成30年度 ・後発医薬品安心使用促進セミナーを開催(2月) ○令和元年度 ・県民向けセミナーを開催(9月) ・後発医薬品の工場視察(1月) (※いずれも県後発医薬品安心使用促進協議会・県保険者協議会連携) 	資料 5-5
6	事務の標準化・統一化	第6章 ・市町村の事務の実施方法、基準等の標準化・統一化について、県、市町村及び岐阜県国民健康保険団体連合会は、引き続き協議を行います。 <主な取組例> ・被保険者の資格管理に関する業務の標準化・被保険者証の交付方法の統一化(被保険者証と高齢受給者証の一体化を含む)・滞納整理方法の標準化	 ○平成30年度 <被保険者証と高齢受給者証の一体化> ・2021年8月を目標に県内全市町村が共同で実施することで合意 ○令和元年度 〈被保険者証と高齢受給者証の一体化> ・標準的な広報様式の作成 ・県三師会への周知(1月) く収納事務ガイドラインの作成> ・滞納処分に関する事項の先行作成、随時修正 	

番号	項目	運営方針の内容(抜粋)	取組状況 • 概要 等	備考
7	保険者努力支援制度	第5章 ・平成32年度(令和2年度)までに、保険者努力支援交付金(県分)のすべての評価指標が全国平均並み以上になることを目指して取り組んでいきます。	○交付額	資料 5-6
8	後期高齢者医療制度 又は介護保険制度と 連携した保健事業の 実施	第5章 ・県は、当方針と県が定める保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策を定める諸計画との整合性を保ち、関係機関との連携を図ります。	○令和元年度 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (R2.4.1 施行)の推進に向けた取組み ・関係機関の会議:2回 ・説明会(国保連主催)への講師派遣(1月) ・市町村の会議へのオブザーバー参加:2回	
9	県国民健康保険連携 会議の運営	第8章 ・県は、国民健康保険事業を安定的に運営していくため、県、市町村及び岐阜県国民健康保険団体連合会の協議の場として連携会議を設置します。 ・県は、当方針に関する事項について、必要に応じて連携会議を開催し、市町村等との情報共有及び意見調整等を図ります。	○平成30年度実施状況・連携会議:4回・2作業部会:各7回○令和元年度実施状況・連携会議:3回・2作業部会:各7回	資料 5-7